

三木市不育症助成制度を創設

習慣性流産などのいわゆる「不育症」を治療するに当たり、不育症による身体的、経済的負担を軽減するための助成制度を創設します。

1 助成対象費用

- (1) 生殖医療専門医による不育症の検査・治療を受けた費用
- (2) その他、市長の認める専門医により不育症の検査・治療を受けた費用
※ 医療保険適用費用（検査費・治療費）も治療にかかった費用と認めます。

2 助成対象者

次のすべての事項に該当する方。

- (1) 不育症の診断・治療を受けていること。
- (2) 法律上の夫婦であり、助成を受ける治療期間及び申請時点で三木市民であること。
- (3) 特定不妊治療費助成制度に準じ所得制限を設ける。
- (4) 対象者及びその夫に市税の滞納がないこと。
- (5) 医療保険に加入していること。
- (6) 助成を受けようとする不育治療の治療費等において、他の自治体から助成を受けていないこと。

3 助成期間

通算10年度（上限）

4 助成金額と助成方法

- (1) 1人1年度当たり15万円を上限とする。
- (2) 償還払いの申請により助成金を交付する。

5 事業実施時期

助成対象となる治療の時期は、4月1日から遡及適用する。